

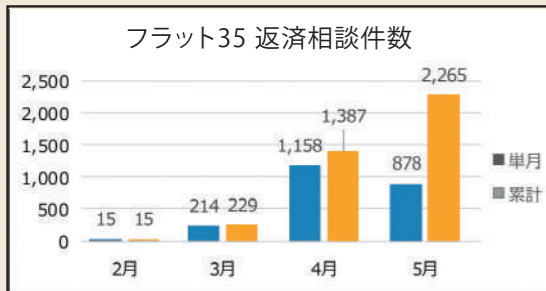


収入減!住宅ローンの返済が難しくなる方が急増しています。

住宅ローンが払えない…どうなるの?

■ 払えない人が急増?

マイホームは生涯で最も高い買い物といえます。購入時にローンを組み、自分たちのライフシーンの中で長期にわたって無理のない返済計画を立てますが、その際の基準となるのが収入です。しかし、リストラをはじめ予期せぬ状況になると返済計画が大きく狂ってきます。新型コロナウイルス感染症拡大で日本経済は大きな打撃を受けました。これが原因でボーナスや給与のカットなど収入に大きな影響を受けた人も多かったです。また、経団連が公表した大手企業の2021夏のボーナスの平均額は前年度比で約8%と、3年連続で減少したそうです。住宅金融支援機構が公表している「フラット35」の返済相談件数の推移でも分かるように、住宅ローンの返済の相談件数は非常に伸びています。また、同機構のリスク管理債権データによると全体の約2%が住宅ローンを払えなくなり、コロナ禍で破綻の割合は10%にもなるのでは、と予測されています。弊社でもこのようなお客様からのご相談を多くいただいております。払えなくなりそうだとこの段階で早めに行動に移すことをお勧めいたします。解決方法の選択肢を広げることができ、後悔のない方法を選択することができます。



※出典:住宅金融支援機構(2020年)

まずはご自分の状況(資産価値と負債)の把握をおすすめいたします。
住宅ローン破綻 危険度チェックをしてみましょう。

住宅ローン破綻 危険度チェック 0問題ありません 1~2要注意 3以上危険

<input type="checkbox"/> 頭金を入れていない	<input type="checkbox"/> 最近収入が減少した
<input type="checkbox"/> 不動産仲介料や税金までローンに頼る	<input type="checkbox"/> ボーナス払いを前提に住宅ローンを組んでいる
<input type="checkbox"/> 夫婦間のトラブルがある	<input type="checkbox"/> 住宅ローンの完済予定年齢が70歳以上
<input type="checkbox"/> 事業の失敗、解雇など収入源が不安	<input type="checkbox"/> キャッシングやカードローンを支払っている

■ 住宅ローンが払えないとどうなるの?

- ① 督促状が届く
- ② 住宅ローンの一括返済が求められる
- ③ 不動産が差し押さえられる
- ④ 競売が開始される
- ⑤ 立ち退きを命じられる
- ⑥ 住宅を売却しても借金だけが残る事も



新栄グループでできること

<p>家の住み替えを検討する</p> <p>戸建てからマンション、マンションから賃貸など幅広くご対応可能です。</p>	<p>リースバックを検討する</p> <p>ご自宅を売却した後も賃貸として住み続ける事ができます。</p>	<p>住宅ローンの借り換えを検討する</p> <p>弊社ファイナンシャルプランナーがご相談に対応させていただきます。</p>	<p>売却を検討する</p> <p>ご自宅だけでなく相続した不動産や賃貸中(投資)物件も取り扱いです。</p>	<p>任意売却を検討する</p> <p>経験豊富な専任スタッフが債権者との交渉などお客様に変わり交渉いたします。</p>	<p>金融機関に相談する</p> <p>サポートさせていただきます。お気軽にお問合せください。</p>	<p>住宅ローン減免(コロナ特例)制度を検討する</p> <p>お客様が該当可能かお調べいたします。</p>	<p>税についての相談をする</p> <p>弊社提携司法書士、顧問弁護士と一緒に解決できるようお手伝いいたします。</p>
--	--	---	--	---	--	---	--

売却した後の住まい確保や引っ越し時期など、様々な不安や心配にも対応いたします。

アンピール 新栄グループ since1970 新栄不動産販売株式会社

ご相談・査定は無料です。お気軽にお問い合わせ下さい。

新栄グループの総合力で、不動産のお悩みをワンストップスピード解決

新栄グループは、1970年、新栄住宅株式会社の創業以来、福岡都市圏を中心に約9,800戸※の「アンピールマンション」の供給をはじめ、マンション、ビル、戸建てなどの管理、リフォーム、戸建て住宅、仲介・買取り再販、賃貸など、さまざまな事業を展開する総合不動産企業グループです。お客様の大切な資産運営をグループ各社の連携、ノウハウ、地元企業ネットワークを駆使してサポートいたします。

※2022年4月現在(販売中物件を含む)



アイランドタワースカイクラブ (福岡市東区)

最短5日で現金化* **住んだまま売却可能**

※土日祝を除くお客様の住宅ローン借入状況により異なる場合があります。

0120-654-321

〒810-0041 福岡市中央区大名2丁目11-25 営業時間/10:00~17:00(水曜定休日)

福岡県知事(1)第19171号 福岡県宅地建物取引業協会会員

